

別記5 別添 契約野菜収入確保モデル事業

第1 趣旨

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。このため、交付等要綱別記5 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定要領」という。）第2の2による事業として以下の支援措置を契約野菜収入確保モデル事業（以下「モデル事業」という。）として実施することとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

この通知に基づき機構が行うモデル事業は、次に掲げるものとする。

(1) 出荷調整タイプ

第4の1から3までの者が、実需者等（第5の1に規定する者をいう。以下同じ。）との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に天候その他やむを得ない事由で当該契約を履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量（第11の2（1）の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量のうち旬別の出荷計画数量（第8の1（1）の書類に記載された数量をいう。）をいう。以下同じ。）を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、かつ、旬別の出荷計画数量を超過した数量の対象野菜の土壌還元等（土壌還元、家畜の飼料として提供すること等をいう。）による出荷調整を行った場合において、第7の5の積立金により収入の減少を補填するときに、当該者に機構が交付金を交付する。

(2) 数量確保タイプ

第4の4の者が、実需者等との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に特定の生産者から仕入れる予定であった野菜について、当該生産者から仕入れる数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保する必要がある場合であって、かつ、当該同一の野菜を卸売市場等から購入して確保した場合において、第7の5の積立金によりその確保に要した費用の一部を補うときに、当該者に機構が交付金を交付する。

2 交付金の区分

モデル事業の交付金は、タイプごとに、1（1）の出荷調整タイプの交付金は出荷調整交付金、1（2）の数量確保タイプの交付金は数量確保交付金とする。

第3 対象品目

モデル事業の対象となる野菜（新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含む。）の品目（以下「対象品目」という。）は、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスとする。

第4 事業実施主体

モデル事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、事業実施及び会計手続を

適切に行い得る体制を有し、出荷調整タイプにあつては1から3までの者、数量確保タイプにあつては4の者とする。

- 1 対象品目を生産する者
- 2 1の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において直接的又は間接的に販売の委託を受ける農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会
- 3 その他1の者が構成員とし、対象野菜の契約取引において直接的又は間接的に販売の委託を受ける団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
- 4 中間事業者（1から3までの者から対象品目を買い受け、その原体若しくは対象品目を切断し、又は切断を行った上で1以上の野菜を詰め合わせるなどの加工（すり潰し、塩蔵、加熱及び冷凍等の加工の度合いの大きいものを除く。以下「カット等」という。）を行ったものを他の事業者に販売することを業として行う者をいう。以下同じ。）

第5 モデル事業の対象となる契約等

1 契約の相手方

モデル事業の契約の相手方となる実需者等は、次に掲げる者であつて、機構理事長が定める期間に事業実施主体と対象品目の取引があつた者とする。

- (1) 対象品目（カット等を行ったものを含む。1において同じ。）を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
- (2) 対象品目の小売を業とする者
- (3) 対象品目を事業実施主体から買い受けて他の事業者に販売することを業とする者
- 2 1にかかわらず、事業実施主体との関係が次の各号に掲げる者は、実需者等としないものとする。
 - (1) 事業実施主体の経営を実質的に支配している関係にある者
 - (2) 事業実施主体が、経営を実質的に支配している関係にある者
 - (3) その他前二号に掲げる場合に準ずるものとして、機構理事長が定める関係にある者
- 3 対象契約は、原則として書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。
 - (1) 当該契約の対象となる対象品目の種類
 - (2) 当該対象品目の供給の期間（3月末日までに供給の期間が終了するものに限る。以下「契約期間」という。）
 - (3) 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量（以下「契約数量」という。）
 - (4) 当該対象品目の価格（消費税に相当する額を除く。以下「契約価格」という。）
- 4 数量確保タイプの仕入計画

数量確保タイプの事業実施主体は、第8の1（1）の事業実施計画の申込区分（第2の1のタイプごとに別表1-1から別表2-2までに定める申込区分をいう。以下同じ。）の対象出荷期間（別表1-1から別表2-2までの対象出荷期間の欄に掲げる期間をいう。以下同じ。）に係る対象品目を仕入れる仕入先の生産者（事業実施主体との関係が2の各号に掲げる者に該当

する者を除く。以下「仕入先生産者」という。)との間の仕入計画(以下「仕入計画」という。)を機構理事長が定めるところにより作成するものとする。

第6 事業実施期間

モデル事業の事業実施期間は、平成23年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第7 採択要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす者の中から適当と認める者を採択するものとする。

- 1 対象契約の対象となる対象品目に関し、当該対象契約の相手方となる実需者等と過去1年間以上の契約取引の実績があること又はこれと同等の当該対象品目に係る安定的な供給体制が構築されていること。
- 2 対象契約の相手方となる実需者等と対象契約を締結していること又は当該実需者等への当該対象品目の供給を開始するまでに対象契約を締結することが確実であると見込まれること。
- 3 対象契約の内容が過去の取引状況及び当年の作付計画又は仕入計画等に照らして確実に履行されるものであると見込まれること。
- 4 金融機関にモデル事業に係る専用の口座等(これに準ずるものとして機構理事長が定めるものを含む。以下「専用口座」という。)を開設すること。
- 5 モデル事業の実施に必要な積立金(以下単に「積立金」という。)については、専用口座に積立てを行うこと。
- 6 対象契約に基づく対象品目の供給の日までに積立金を積み立てることが確実であると見込まれること。
- 7 機構が実施するモデル事業の検証等に必要な調査に協力すること。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画の認定等

- (1) 事業実施主体は、申込区分ごとに機構理事長が定めるところにより作成した事業実施計画を、機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長が定める日までに、機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は(1)により提出された事業実施計画が適当であると認める場合は、事業実施主体に認定の通知を行うものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体及び機構理事長は、事業実施計画の重要な変更を行う場合には、1に準じてその提出及び認定を行うものとする。

3 重複申請の取扱い

事業実施主体が、機構に提出した1(1)の事業実施計画に係る契約数量について、要綱別記2指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の1若しくは要綱別記3契約指定野菜安定供給事業実施要領(以下「契約指定要領」という。)第6の2(第7の2及び第8の2で準用する場合を含む。)に係る交付予約又は要綱別記4特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3(2)若しくは契約特定要領第4の2に係る契約の締結を重複して行うことはできない。

また、既に当該交付予約又は当該契約の締結を行っている対象品目の数量について、1(1)

の事業実施計画を機構に提出することはできない。

第9 交付金の交付

- 1 事業実施主体は、第8の1により認定された事業実施計画に基づき、交付金の交付を受けようとする場合は、申込区分ごとに機構理事長が定める日までに機構理事長が定める交付申請書（兼概算払請求書）に機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は1により提出された交付申請書（兼概算払請求書）が適当であると認める場合は、交付決定を行い、事業実施主体に通知するとともに、速やかに、交付金の概算払いを行うものとする。

第10 実績報告等

- 1 事業実施主体は、事業が終了した時は、機構理事長が定める期日までに交付決定のあった申込区分に係る実績報告書（兼精算払請求書）に機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構は、機構理事長が定めるところにより、事業実施主体が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、確定した交付金の額を通知するとともに、事業実施主体に対し交付金を交付するものとする。
- 3 機構理事長は、対象契約の内容に適合した履行がされなかったなど、精算払請求等に基づく交付金の交付が不適当と認める場合は、交付金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。この場合において、機構理事長はその旨を事業実施主体に通知するものとする。

第11 各タイプの交付対象となる数量及び価格

1 出荷調整タイプ

交付金の交付の対象となる申込数量（以下「申込数量」という。）は、下記の①又は②のうちいずれか少ない数量の10分の3を限度とする。

- ① 第8の1（1）の事業実施計画の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量
- ② 当該対象契約の実需者との過去3年間における当該出荷期間に相当する期間の契約取引数量のうち最も大きい数量

2 数量確保タイプ

申込数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量に2分の1を乗じて得た数量を限度とする。

- （1） 申込区分の対象出荷期間に係る契約数量（対象品目の重量が当該対象品目の原体となる野菜の重量（以下「原体重量」という。）と異なる場合にあっては、原体重量に換算した数量をいう。以下第13の2（4）アにおいて同じ。）
- （2） 仕入計画数量（事業実施主体が仕入先生産者から買い受けることを計画している対象品目の国産の数量として各仕入先生産者ごとに仕入計画に記載されている数量の合計又は過去3年間における申込区分に係る対象出荷期間に相当する期間の仕入先生産者から出荷された数量のうち最も大きい数量のうち、いずれか少ない数量をいう。以下同じ。）

第12 各タイプの積立金の額

各タイプの積立金の額については、次に掲げるものとする。

1 出荷調整タイプ

- (1) 積立金の額は、申込区分ごとに、出荷調整申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- (2) (1)において、出荷調整申込単価は、別表 1－1 及び 1－2 に定める積立単価又は契約価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。
- (3) (1)において、負担割合は 2 分の 1 とする。
- (4) 事業実施主体が第 8 の 1 (2) の通知を受けた日から第 9 の 2 の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額（第 8 の 1 (1) に定める事業実施計画に記載された事業実施主体者による積立金の額をいう。以下同じ。）を下回ってはならない。

2 数量確保タイプ

- (1) 積立金の額は、申込区分ごとに、数量確保申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- (2) (1)において、数量確保申込単価は、購入限度価額（仕入計画数量について加重平均した取引予定価格（消費税に相当する額を除く。以下「取引予定価格」という。）に限度率（100 分の 150、100 分の 200 及び 100 分の 300 のうちから、事業実施主体が選択する率をいう。）を乗じて得た額をいう。第 13 の 2 (8) イにおいて同じ。）から取引予定価格を差し引いて得た額に 0.9 を乗じて得た額とする。
- (3) (1)において、負担割合は 2 分の 1 とする。
- (4) 事業実施主体が第 8 の 1 (2) の通知を受けた日から第 9 の 2 の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額を下回ってはならない。

第 13 交付金の額等

1 出荷調整タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの出荷調整交付金の交付は、申込区分ごとに、対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額（契約指定要領第 6 の 4 の (1) の平均取引価額をいう。以下同じ。）が、発動基準額を下回った場合において、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った場合に行うものとする。
- (2) (1) の出荷調整交付金の額は、申込区分ごとに、旬ごとの交付対象出荷調整数量に出荷調整交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と事業実施計画の認定額（ただし、事業実施主体が第 8 の 1 (2) の通知を受けた日から第 9 の 2 の通知を受けた日までの間において、8 の 1 (2) で認定を受けた事業実施計画における積立額を下回ったと認められた場合には、当該積立金の額が最も少なかったときの額とする。以下同じ。）のいずれか低い額（当該額が 0 を下回る場合にあっては、0）とする。
- (3) (2) において、交付対象出荷調整数量は、次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、事業実施主体が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を交付対象出荷調整数量とする。

$$(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$$

A は、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

B は、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

C は、当該旬の出荷調整実績数量

D は、当該旬の旬別契約等数量

E は、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量

- (4) (2)において、出荷調整交付金単価は、別表に定める積立単価又は契約価格の 10 分の 7 相当のいずれか低い額とする。

2 数量確保タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの数量確保交付金の交付は、申込区分ごとに、事業実施主体が対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、指標価額（別表 2－1 及び 2－2 に定める申込区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。）を上回った場合であって、仕入先生産者からの供給量が不足し、当該平均取引価額に係る旬に対象契約を履行するために卸売市場等から国産の野菜を充当した場合に行うものとする。
- (2) (1) の数量確保交付金の額は、申込区分ごとに、旬ごとの交付対象取引数量に数量確保交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と事業実施計画の認定額のいずれか低い額とする。
- (3) (2) において、交付対象取引数量は、(1) の平均取引価額が指標価額を上回った旬（以下「発動旬」という。）の契約出荷数量に調達割合を乗じて得た数量（以下「旬別充当数量」という。）とする。ただし、旬別充当数量の合計が申込数量を上回る場合の交付対象取引数量は、旬別充当数量を旬別充当数量の合計で除して得た割合に申込数量を乗じて得た数量とする。
- (4) (3) において、契約出荷数量は、発動旬ごとの数量とし、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。

ア 旬別出荷計画数量

イ 事業実施主体が申込区分に係る対象出荷期間に対象契約に基づき対象品目を出荷した数量（当該数量が原体重量と異なる場合にあっては、原体重量に換算した数量）

- (5) (3) において、調達割合は、調達数量を事業実施主体における対象品目の全ての仕入数量（仕入先生産者からの仕入数量（各仕入先生産者から各仕入計画数量以上の出荷があった場合であって、対象契約を履行するために各仕入計画数量を超えて購入した数量が各取引予定価格よりも高いときは、当該各仕入計画数量を超えて購入したもの（以下「計画超過分」という。）を除く。以下同じ。）と仕入先生産者以外からの国産仕入数量（計画超過分を含む。）の合計をいう。）で除して得た割合とする。
- (6) (5) において、調達数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。

ア 旬別仕入計画数量（仕入計画数量のうち旬別の数量として第 8 の 1 (1) の書類に記載された数量をいう。）から仕入先生産者からの仕入数量を差し引いて得た数量

イ 仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目の数量（計画超過分を含む。）

- (7) (2) において、数量確保交付金単価は、申込区分ごとに発動旬ごとの数量確保価格から取引予定価格を差し引いた額に 0.9 を乗じて得た額とする。
- (8) (7) において、数量確保価格は次の各号に掲げる額のうち最も低い額とする。
- ア 調達価格（仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目（計画超過分を含む。）の加重平均価格（消費税に相当する額を除く。）をいう。）

イ 購入限度価額

第 14 報告

- 1 機構理事長は、毎年度のモデル事業の実施状況、効果及び課題等について調査及び検証を行い、別紙様式により報告書を作成し、翌年度の 6 月末までに農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長及び事業実施主体から報告を徴することができるものとする。
- 3 機構理事長は、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、交付金の交付のための措置について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 4 機構理事長は、3 で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が交付金を不正に受給していると判断した場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じることができる。

第 15 交付の対象となる経費

- 1 本事業の対象となる経費は、モデル事業に要する経費とし、補助率は定額とする。
- 2 交付限度額は、1 事業実施主体の申込区分ごとに第 4 の 1 の者にあつては、750 万円、同 2 から 4 までの者にあつては、1,500 万円とする。ただし、事業実施主体が複数のタイプについて交付申請した場合には、第 2 の 1 のタイプごとに交付限度額まで交付を受けることができる。

第 16 その他

- 1 事業実施主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。
- 2 モデル事業の適正な実施を図るため、機構理事長又は第 4 の 2 に該当する事業実施主体は、第 4 の 1 に該当する事業実施主体又は第 4 の 2 に該当する事業実施主体の構成員の同意を得た上で、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 175 条に規定する農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 第 4 の 1 及び 3 の事業実施主体並びに第 4 の 2 の事業実施主体の構成員が園芸施設を設置した上で対象品目を生産する場合には、機構理事長にあつては第 4 の 1 及び 3 の事業実施主体、第 4 の 2 の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。
- 4 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（以下「働き方改革ガイド」という。）の趣旨を踏まえ、機構理事長にあつては第 4 の 1 及び 3 の事業実施主体、第 4 の 2 の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。
- 5 この通知に定めるもののほか、モデル事業の実施に必要な事項については、農産局長及び機構理事長が別に定めるところによるものとする。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
(代表者名)

契約野菜収入確保モデル事業実施検証報告書の提出について
(年 月 ～ 年 月 分)

野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知）別記5の第14の1に基づき、事業実施検証報告書を別添のとおり提出する。

(別添)

第2の1のタイプごとに事業実施主体に係る下記の事項について検証した結果を報告するものとする。

- 1 事業実施主体の概要
- 2 対象契約ごとの内容
- 3 モデル事業に関する効果測定
- 4 モデル事業に関する課題
- 5 その他

別表１－１（出荷調整タイプ）

申 込 区 分		積立単価及び 発動基準額 (kg当たり)	平均価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間		
		円 銭	円 銭
キ ャ ベ ツ	４月１日から５月20日まで	60.06	85.80
同 上	５月21日から６月30日まで	53.21	76.01
同 上	７月１日から10月31日まで	58.23	83.18
き ゅ う り	５月１日から６月30日まで	155.21	221.73
同 上	７月１日から９月30日まで	165.11	235.87
同 上	10月１日から11月30日まで	200.68	286.68
さ と い も	６月１日から７月31日まで	245.16	350.23
同 上	８月１日から９月30日まで	192.16	274.51
同 上	10月１日から12月31日まで	174.71	249.59
だ い こ ん	４月１日から６月30日まで	56.93	81.33
同 上	７月１日から９月30日まで	66.49	94.98
同 上	10月１日から12月31日まで	48.97	69.96
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経ないで出荷されたもの)	４月１日から４月30日まで	73.23	104.61
同 上	５月１日から６月30日まで	63.16	90.23
た ま ね ぎ	７月１日から10月31日まで	75.46	107.80
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経ないで出荷されたもの)	８月１日から12月31日まで	58.22	83.17
ト マ ト (ミニトマトを除く)	５月１日から６月30日まで	192.21	274.59
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	334.36	477.66
ト マ ト (ミニトマトを除く)	７月１日から９月30日まで	209.74	299.63
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	402.82	575.46
ト マ ト (ミニトマトを除く)	10月１日から11月30日まで	235.31	336.15
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	472.11	674.44
な す	５月１日から６月30日まで	222.46	317.80
同 上	７月１日から９月30日まで	200.14	285.92
同 上	10月１日から11月30日まで	209.53	299.33
に ん じ ん	４月１日から５月31日まで	96.87	138.39
同 上	６月１日から７月31日まで	88.06	125.80
同 上	８月１日から10月31日まで	87.65	125.21

申 込 区 分		積立単価及び 発動基準額 (kg当たり)	平均価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間		
ね ぎ	4月1日から6月30日まで	240.45	343.50
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	262.94	375.63
ね ぎ (こねぎ)	同 上	440.03	628.62
ね ぎ	7月1日から9月30日まで	231.75	331.07
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	375.21	536.02
ね ぎ (こねぎ)	同 上	658.25	940.36
ね ぎ	10月1日から12月31日まで	132.99	189.98
ね ぎ (はく皮して調製したものに限る。)	同 上	205.15	293.07
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	397.25	567.50
ね ぎ (こねぎ)	同 上	585.02	835.74
は く さ い	4月1日から6月30日まで	47.46	67.80
同 上	7月1日から8月10日まで	51.25	73.22
同 上	8月11日から9月30日まで	63.10	90.14
同 上	10月1日から10月31日まで	46.96	67.09
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経ないで出荷されたもの)	4月1日から6月30日まで	107.82	154.03
ば れ い し ょ	7月1日から9月30日まで	89.52	127.88
同 上	10月1日から12月31日まで	69.80	99.72
ピ ー マ ン	4月1日から5月31日まで	283.27	404.67
同 上	6月1日から7月31日まで	241.79	345.42
同 上	8月1日から10月31日まで	235.52	336.45
ほ う れ ん そ う	4月1日から6月30日まで	300.57	429.38
同 上	7月1日から9月30日まで	476.04	680.05
同 上	10月1日から12月31日まで	365.34	521.91
レタス (結球)	4月1日から5月31日まで	104.81	149.73
レタス (非結球)	同 上	169.83	242.61
レタス (結球)	6月1日から7月31日まで	82.70	118.14
レタス (非結球)	同 上	154.09	220.13
レタス (結球)	8月1日から10月31日まで	110.03	157.19
レタス (非結球)	同 上	200.37	286.24

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表１－２（出荷調整タイプ）

申 込 区 分		積立単価及び 発動基準額 (kg当たり)	平均価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間		
		円 銭	円 銭
キ ャ ベ ツ	11月１日から12月31日まで	51.93	74.18
同 上	1月１日から3月31日まで	60.00	85.72
き ゆ う り	11月21日から12月31日まで	303.60	433.72
同 上	1月１日から 2月28日又は2月29日まで	247.01	352.87
同 上	3月１日から3月31日まで	195.34	279.06
さ と い も	1月１日から3月31日まで	170.28	243.26
だ い こ ん	1月１日から3月31日まで	54.62	78.03
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経ないで出荷されたもの)	1月１日から3月31日まで	62.09	88.70
たまねぎ 貯蔵もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経て出荷されたもの)	11月１日から12月31日まで	99.70	142.43
同 上	1月１日から3月31日まで	110.52	157.89
ト マ ト (ミニトマトを除く)	12月１日から12月31日まで	262.35	374.78
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	403.78	576.83
ト マ ト (ミニトマトを除く)	1月１日から 2月28日又は2月29日まで	236.82	338.31
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	427.36	610.51
ト マ ト (ミニトマトを除く)	3月１日から3月31日まで	237.64	339.48
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	409.68	585.26
な す	12月1日から12月31日まで	299.03	427.18
同 上	1月１日から 2月28日又は2月29日まで	282.18	403.11
同 上	3月１日から3月31日まで	257.36	367.65
に ん じ ん	11月１日から12月31日まで	75.57	107.96
にんじん（金時）	同 上	164.68	235.26
に ん じ ん	1月１日から3月31日まで	78.41	112.02
にんじん（金時）	同 上	123.10	175.85
ね ぎ	1月１日から3月31日まで	113.75	162.50
ね ぎ (はく皮して調製したものに限る。)	同 上	200.02	285.74
ね ぎ（青ねぎ）	同 上	342.26	488.94

申 込 区 分		積立単価及び 発動基準額 (kg当たり)	平均価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間		
ね ぎ (こねぎ)	同 上	527.32	753.32
は く さ い	11月 1 日から12月31日まで	35.71	51.02
同 上	1 月 1 日から 3 月31日まで	44.37	63.39
ば れ い し ょ	1 月 1 日から 3 月31日まで	77.06	110.08
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の 過程を経ないで出荷されたもの)	同 上	112.06	160.09
ピ ー マ ン	11月 1 日から12月31日まで	250.83	358.33
同 上	1 月 1 日から 3 月31日まで	327.11	467.30
ほ う れ ん そ う	1 月 1 日から 3 月31日まで	292.25	417.50
レタス (結球)	11月 1 日から11月30日まで	107.70	153.86
レタス (非結球)	同 上	185.59	265.13
レタス (結球)	12月 1 日から12月31日まで	136.12	194.45
レタス (非結球)	同 上	198.56	283.66
レタス (結球)	1 月 1 日から 2 月28日又は 2 月29日まで	152.57	217.95
レタス (非結球)	同 上	227.44	324.91
レタス (結球)	3 月 1 日から 3 月31日まで	114.91	164.16
レタス (非結球)	同 上	177.51	253.58

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和 4 0 年 6 月 2 日法律
第 1 0 9 号) の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表２－１ （数量確保タイプ）

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
キ ャ ベ ツ	４月１日から５月２０日まで	円 銭 111.54
同 上	５月２１日から６月３０日まで	98.81
同 上	７月１日から１０月３１日まで	108.13
き ゅ う り	５月１日から６月３０日まで	288.25
同 上	７月１日から９月３０日まで	306.63
同 上	１０月１日から１１月３０日まで	372.68
さ と い も	６月１日から７月３１日まで	455.30
同 上	８月１日から９月３０日まで	356.86
同 上	１０月１日から１２月３１日まで	324.47
だ い こ ん	４月１日から６月３０日まで	105.73
同 上	７月１日から９月３０日まで	123.47
同 上	１０月１日から１２月３１日まで	90.95
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	４月１日から４月３０日まで	135.99
同 上	５月１日から６月３０日まで	117.30
た ま ね ぎ	７月１日から１０月３１日まで	140.14
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	８月１日から１２月３１日まで	108.12
ト マ ト (ミニトマトを除く)	５月１日から６月３０日まで	356.97
ト ミ ニ マ ト	同 上	620.96
ト マ ト (ミニトマトを除く)	７月１日から９月３０日まで	389.52
ト ミ ニ マ ト	同 上	748.10
ト マ ト (ミニトマトを除く)	１０月１日から１１月３０日まで	437.00
ト ミ ニ マ ト	同 上	876.77
な す	５月１日から６月３０日まで	413.14
同 上	７月１日から９月３０日まで	371.70
同 上	１０月１日から１１月３０日まで	389.13
に ん じ ん	４月１日から５月３１日まで	179.91
同 上	６月１日から７月３１日まで	163.54
同 上	８月１日から１０月３１日まで	162.77

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
ね ぎ	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	円 銭 446.55
ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	488.32
ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	817.21
ね ぎ	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	430.39
ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	696.83
ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	1,222.47
ね ぎ	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	246.97
ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	380.99
ね ぎ (青 ね ぎ)	同 上	737.75
ね ぎ (こ ね ぎ)	同 上	1,086.46
は く さ い	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	88.14
同 上	7 月 1 日から 8 月 10 日まで	95.19
同 上	8 月 11 日から 9 月 30 日まで	117.18
同 上	10 月 1 日から 10 月 31 日まで	87.22
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	200.24
ば れ い し ょ	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	166.24
同 上	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	129.64
ピ ー マ ン	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	526.07
同 上	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	449.05
同 上	8 月 1 日から 10 月 31 日まで	437.39
ほ う れ ん そ う	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	558.19
同 上	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	884.07
同 上	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	678.48
レ タ ス (結 球)	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	194.65
レ タ ス (非 結 球)	同 上	315.39
レ タ ス (結 球)	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	153.58
レ タ ス (非 結 球)	同 上	286.17
レ タ ス (結 球)	8 月 1 日から 10 月 31 日まで	204.35
レ タ ス (非 結 球)	同 上	372.11

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。

別表２－２ （数量確保タイプ）

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
キ ャ ベ ツ	11月１日から12月31日まで	円 銭 96.43
同 上	１月１日から３月31日まで	111.44
き ゆ う り	11月21日から12月31日まで	563.84
同 上	１月１日から ２月28日又は２月29日まで	458.73
同 上	３月１日から３月31日まで	362.78
さ と い も	１月１日から３月31日まで	316.24
だ い こ ん	１月１日から３月31日まで	101.44
たまねぎ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	１月１日から３月31日まで	115.31
たまねぎ 貯蔵もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経て出荷されたもの)	11月１日から12月31日まで	185.16
同 上	１月１日から３月31日まで	205.26
ト マ ト (ミニトマトを除く)	12月１日から12月31日まで	487.21
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	749.88
ト マ ト (ミニトマトを除く)	１月１日から ２月28日又は２月29日まで	439.80
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	793.66
ト マ ト (ミニトマトを除く)	３月１日から３月31日まで	441.32
ト マ ト (ミニトマト)	同 上	760.84
な す	12月１日から12月31日まで	555.33
同 上	１月１日から ２月28日又は２月29日まで	524.04
同 上	３月１日から３月31日まで	477.95
に ん じ ん	11月１日から12月31日まで	140.35
に ん じ ん (金時)	同 上	305.84
に ん じ ん	１月１日から３月31日まで	145.63
に ん じ ん (金時)	同 上	228.61
ね ぎ	１月１日から３月31日まで	211.25
ね ぎ (はく皮して調製したものに 限る。)	同 上	371.46
ね ぎ (青ねぎ)	同 上	635.62
ね ぎ (こねぎ)	同 上	979.32

申 込 区 分		指標価額 (kg当たり)
対 象 品 目	対 象 出 荷 期 間	
は く さ い	11月1日から12月31日まで	円 銭 66.33
同 上	1月1日から3月31日まで	82.41
ば れ い し ょ	1月1日から3月31日まで	143.10
ばれいしょ 即売もの (対象出荷期間開始前において貯蔵の過程を経ないで出荷されたもの)	同 上	208.12
ピ ー マ ン	11月1日から12月31日まで	465.83
同 上	1月1日から3月31日まで	607.49
ほ う れ ん そ う	1月1日から3月31日まで	542.75
レ タ ス (結 球)	11月1日から11月30日まで	200.02
レ タ ス (非 結 球)	同 上	344.67
レ タ ス (結 球)	12月1日から12月31日まで	252.79
レ タ ス (非 結 球)	同 上	368.76
レ タ ス (結 球)	1月1日から 2月28日又は2月29日まで	283.34
レ タ ス (非 結 球)	同 上	422.38
レ タ ス (結 球)	3月1日から3月31日まで	213.41
レ タ ス (非 結 球)	同 上	329.65

(注) ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)の対象となるでん粉原料用のものを除く。